

久慈都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
(久慈都市計画区域マスタープラン)

平成16年5月

岩手県

# 久慈都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定 (岩手県決定)

都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針を次のとおり決定する。

## . 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲
2. 都市計画区域の現状・課題
3. 都市計画区域の将来像
4. 都市計画区域の基本方針
5. 地域毎の都市づくりの方針

## . 区域区分の決定の有無

## . 主要な都市計画の決定の方針

1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (1) 商業地
  - (2) 工業地
  - (3) 住宅地
  - (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針
  - (5) その他
2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針
  - (1) 交通施設の整備の方針
  - (2) 下水道の整備の方針
  - (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮
3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針
4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針
  - (1) 公園・緑地等の配置の方針
  - (2) 環境保全の方針

## 付図 久慈都市計画区域の将来像図

「内容については別添のとおり」

### 理由

一体の都市として整備、開発及び保全を行い、健康で文化的な都市生活及び機能的な都市活動を確保するため。

久慈都市計画  
都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

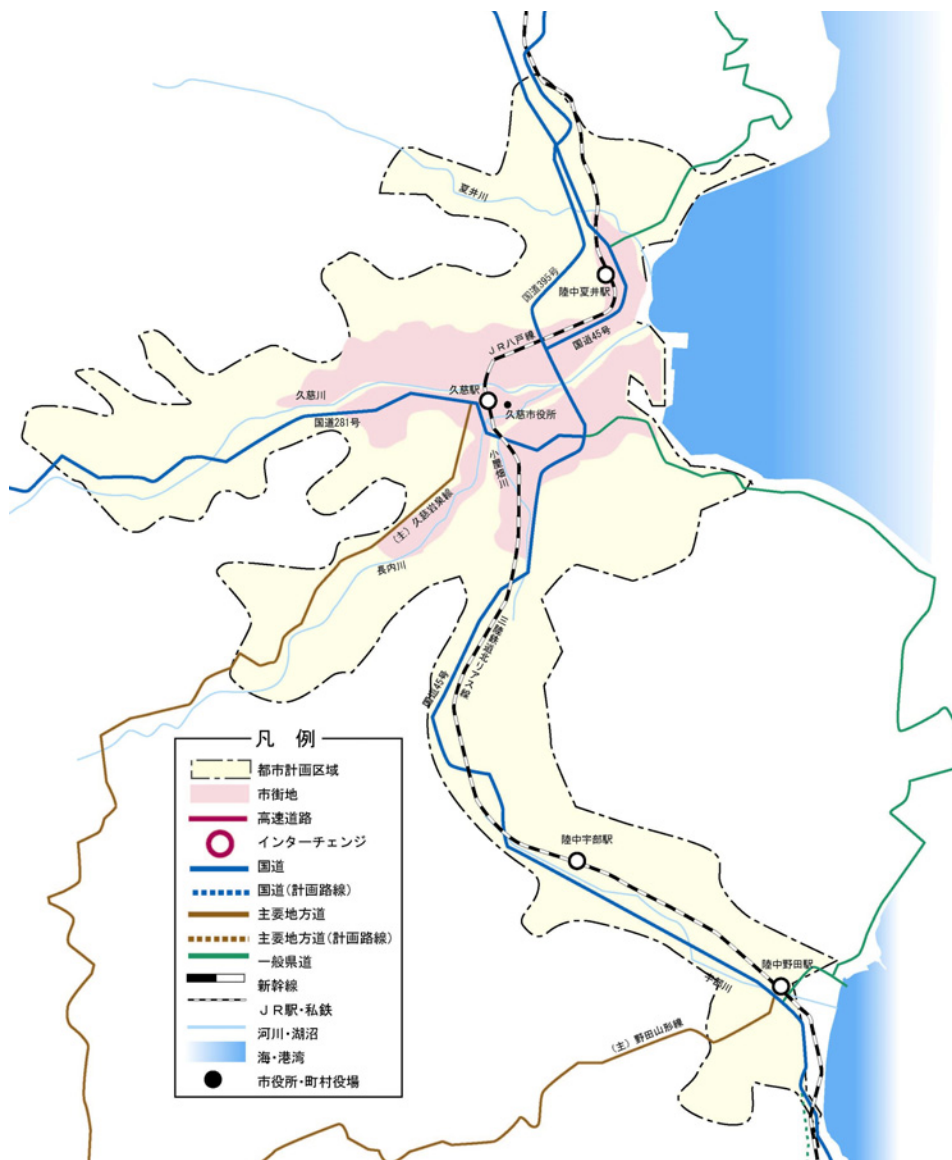
1. 都市計画の目標

1. 都市計画区域の規模・範囲

本方針は、久慈都市計画区域（以下「本区域」といいます。）を対象とし、その規模・範囲は以下のとおりです。

都市計画区域	市町村	範囲	面積(ha)
久慈都市計画区域	久慈市	行政区域の一部	4,584
	野田村	行政区域の一部	420
	計		5,004

久慈都市計画区域



## 2. 都市計画区域の現状・課題

本区域は、海女とやきものと琥珀のまちで有名な久慈市を中心に、青森県八戸地域と一体となった交流圏を形成する拠点都市として発展してきました。

しかし、中心市街地の空洞化や過疎化の進展により都市機能の低下が懸念される状況にあり、既にある基盤を活用しつつ、八戸久慈自動車道や三陸北縦貫道路などの整備促進により、久慈港を活用した物流拠点を形成し、都市機能の強化を図る必要があります。

## 3. 都市計画区域の将来像

「岩手県都市計画ビジョン」において掲げた都市づくりを実現するため、本区域の将来像を次のとおり掲げます。

### 風にそよぐ安心・快適な交流拠点都市

ヤマセに代表される風を活かし、海と緑に恵まれた健やかな生活環境や安心・快適に暮らせる居住環境の形成を図るとともに、豊かな海と緑の恵みによる活力ある産業拠点の形成に努めます。

また、青森県八戸地域などとの広域交流や地域連携を支える交通ネットワークの形成と都市軸の強化を図るとともに、自立と連携による都市機能の集積・強化を図ります。

## 4. 都市計画区域の基本方針(実線囲みは都市計画区域の特色を活かし推進すべき方針)

### (1) 海と緑に恵まれた健やかな生活環境の形成

海と緑に恵まれた自然環境の保全につとめ、豊かな自然の活用により、子供から高齢者までだれもが、健康でふれあい豊かな生活環境の形成を図ります。

### (2) 安心・快適に暮らせる居住環境の形成

こころやすらぐ公園・緑地づくりの推進や環境衛生の向上を図り、住みよい快適な安心して暮らせる居住環境の形成に努めます。

また、津波や高波などによる災害を防止するため、防潮堤や水門などの海岸保全施設の整備を促進します。

### (3) 豊かな海と緑の恵みによる活力ある産業拠点の形成

豊かな海と緑の恵みを活かし、活力ある農業経営の展開や林業の活性化と森林の保全、水産業の振興を図ります。

また、創造的な工業の振興を図り、賑わいある観光の振興に努めます。

### (4) 広域交流・地域連携を支える交通ネットワークの形成と都市軸の強化

交流を促す高速交通網の整備や物流拠点となる港湾の利活用の向上、新時代を開く情報通信網の整備により、青森県八戸地域などの広域交流や地域連携を支える交通ネットワークの形成を図ります。

また、都市内の機能連携を進めるための都市軸の強化を図ります。

### (5) 自立と連携による都市機能の集積・強化

地域に根ざした個性ある芸術・文化の創造やふれあいコミュニティづくりの受け皿となる都市機能の集積・強化を図ります。

#### 5. 地域毎の都市づくりの方針

本区域内の地域毎の都市づくりの方針を次のとおり示します。

地域名	都市づくりの方針
久慈河南地域	本区域の中心市街地と位置付け、久慈駅を中心に魅力的な中心商店街の形成や都市機能の充実・強化を図るとともに、利便性の高い居住環境の形成を図ります。
長内地域	日常生活を支える都市機能の充実・強化を図るとともに、快適で利便性の高い居住環境の形成を図ります。
諏訪下地域	工業・流通拠点と位置付け、工業機能や流通業務機能の充実・強化を図るとともに、公益機能拠点やレクリエーション拠点の形成を図ります。
小久慈地域	日常生活を支える都市機能の充実・強化を図るとともに、田園環境と調和したゆとりとうるおいのある居住環境の形成を図ります。
久慈河北地域	日常生活に対応した商店街の形成を図るとともに、県立久慈病院等をはじめとする医療・福祉等の機能の維持・充実を図ります。
久慈湊・夏井地域	陸中夏井駅を中心に既存工業機能の充実・強化や日常生活に対応した都市機能の集積を図ります。
野田地域	野田村の生活拠点と位置付け、都市機能の充実・強化や日常生活を支える商店街の形成を図るとともに、快適な居住環境の形成を図ります。

## ．区域区分の決定の有無

本区域においては、区域区分を定めないものとします。

### <判断根拠>

- ・ 行政区域全体の動向を見ると、人口動向は減少傾向ですが、産業動向、土地利用動向については活発な状況にあります。
- ・ 次に、市街地周辺（用途地域外）については産業動向で卸・小売販売額が増加傾向にありますが、人口動向が減少傾向であり、土地利用動向はあまり活発な状況ではありません。
- ・ よって、全体的に見ると、無秩序な市街地拡大が急速に進んでいるとはいえない状況にあると判断されます。
- ・ また、久慈港周辺と八戸久慈自動車道のインターチェンジ周辺についても、土地利用状況や人口動向等を踏まえると、無秩序な市街化が急速に進展するとは考えにくく、また、区域区分以外の土地利用規制でも対応できるものと判断されます。
- ・ したがって、現状においては区域区分を定めず、他の土地利用施策等に対応することとします。

区域区分・・・無秩序な市街化を防止し、計画的な市街化を図るため、都市計画区域を市街化区域と市街化調整区域に区分することです。本県では、盛岡広域都市計画区域のみ定めています。

## ．主要な都市計画の決定の方針

### 1. 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

#### (1) 商業地

- ・ 消費者ニーズの多様化や買物行動の広域化、市街地郊外への大型店などの立地により、経営規模の小さい小売業が大半を占めている中心商業地にとって、既存商店街の空洞化など、厳しい状況にあります。
- ・ このことから、地域の特性を活かした魅力ある中心商業地を形成するため、施設整備や各種イベントの開催など、ハード・ソフト両面の総合的な取組みを進めます。
- ・ また、快適な買い回り機能の創出と活性化を図り、各店舗づくりとともに、市民の憩いの場となる快適空間の創出に努めるなどして、商業機能の集積を図ります。

#### (2) 工業地

- ・ 企業の海外シフト化等による受注の減少や設備投資の減退、バブル経済の崩壊に端を発した長期的な景気の低迷など、工業を取り巻く社会経済環境は厳しくなっています。
- ・ 企業誘致についても、企業の生産拠点の海外移転や不況などにより、困難な時代を迎えています。高齢者や障害者を持つ人々を含めた就労者の雇用機会の創出、拡大が求められています。

- ・ 本区域では、久慈地区拠点工業団地等への優良企業の誘致を図り、新しい産業の創出や事業の展開を促進し、活力ある工業地の形成を図ります。

### (3) 住宅地

- ・ 核家族化の進展に伴い、住宅地も市街地から近隣地に移転し、人口の市街地空洞化現象が進んでいます。
- ・ 市街地周辺の住宅地については、土地の高度利用を促進するとともに、住環境の改善に努めます。
- ・ 新たな住宅地の整備に際しては、景観などに配慮した良好な住空間の形成を促進するとともに、自然環境にやさしい快適な住環境の形成に努めます。
- ・ また、高齢者、障害を持つ人等が安全に行動できるよう、ユニバーサルデザインを基本とした住環境の整備を促進します。

### (4) 災害防止の観点から必要な市街化の抑制に関する方針

- ・ 災害の恐れがある箇所等については、市街化を抑制します。

### (5) その他

- ・ 白地地域（都市計画区域内で用途地域外の地域）については、土地利用の状況などを考慮しつつ、必要に応じて特定用途制限地域の設定や建築形態規制（容積率・建ぺい率の設定）等の土地利用規制を検討します。
- ・ また、白地地域について、他法令等により土地利用規制が行われている土地を都市的な用途に供する場合には、土地利用調整を十分に行います。

## 2. 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

### (1) 交通施設の整備の方針

- ・ 本区域は、高速交通体系が急速に発展しているなか、他地域に比べ高速交通施設の整備が遅れており、高速交通空白地域からの脱却が求められています。
- ・ また、都市計画道路の整備、交通渋滞の解消、市民生活に密着している生活道路の計画的な整備を行う必要があります。
- ・ 八戸久慈自動車道や三陸北縦貫道路、国・県の幹線道路網の整備を促進するとともに、市内幹線道路、都市計画道路、生活道路、橋梁など一体的な道路網の整備を進めるほか、道路緑化・景観整備の推進を図るなどして、高齢者や障害を持つ人を含め、だれもが安全で快適に利用できるみちづくりを推進します。

### (2) 下水道の整備の方針

- ・ 公共下水道の整備を推進し、公共水域の水質保全と市街地の侵水対策に努めます。

### (3) 都市施設の整備における営農条件への配慮

- ・ 都市施設の整備に当たっては、営農条件の低下が起こらないよう配慮します。

### 3. 市街地開発事業に関する主要な都市計画の決定の方針

- ・ 住みよい環境と魅力あるまちづくりのために、都市景観に配慮した市街地の整備や土地区画整理事業などによる良好な周辺市街地の整備を推進します。
- ・ 中心市街地が、久慈広域都市圏の中心拠点にふさわしい地域になるよう、都市基盤施設や商業基盤施設を整備し、魅力ある市街地の形成に努めます。
- ・ 市街地周辺については、自然環境や伝統・文化など、地域の特性を活かしたまちづくりを促進します。
- ・ 長期的な視野に立った計画的な土地利用を図るために、魅力ある市街地形成の推進に努めます。
- ・ また、都市基盤施設、生活環境施設等の効率的で計画的な整備を図るとともに、未利用地の開発や既存市街地における高度利用を促進します。

### 4. 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

#### (1) 公園・緑地等の配置の方針

##### 基本方針

- ・ 住民が憩い、やすらぎ、交流する場として、また、スポーツ・レクリエーション活動など健康づくりや地域活動の場として、多様なニーズに対応した公園、緑地などの整備を図ります。
- ・ 植樹や花いっぱい運動などを実施するとともに、住民の緑化に対する意識の高揚に努めます。

##### 公園・緑地の整備

- ・ 人々が憩い、交流できる都市公園や緑地の整備を図るとともに、運動公園や防災・緩衝緑地等の機能を兼ね備えた緑地を確保し、適正な維持・管理に努めます。

##### 住区基幹公園

- ・ 街区公園や近隣公園などの住区基幹公園は、それぞれの機能や誘致距離等を配慮し、配置・整備を図ります。

##### 河川公園

- ・ 都市骨格となり身近なレクリエーションの場、憩いの場となる河川については、河川敷の公園化や河川改修に合わせた護岸の親水化・緑化等により自然とふれあえる水辺空間の整備を検討します。

#### (2) 環境保全の方針

- ・ すぐれた海岸景観を有する陸中海岸国立公園に指定されている区域と、すぐれた溪流景観等を有する久慈平庭県立自然公園に指定されている区域については、保全を図るものとします。



